知っておきたい家族法(1)

親族と戸籍
親族の範囲は

社会一般に、よく親戚とか親類という言葉を使いますが、法律上では「親族」といいます。親族はお互に扶養されたり、扶養する義務を負う関係にあります。民法ではつぎのものを親族としています。

(イ) 六親等内の血族
(ロ) 配偶者
(ハ) 三親等内の姻族

(1)「血族」とは血のつながりのあるもの、子からみれば父方も母方の血族もいづれも血族となります。

(2)「姻族」とは夫婦の一方と他方の血族にあたる関係をいいます。

(3)「親等」とは自己からみて、その世数をいいます。たとえば父母は一親等、祖父母は二親等となります。

(4)「直系」「傍系」とは自己からみて父母、祖父母、子、孫、曽孫などを直系血族といい、血族のうち、それ以外のものを傍系血族といいます。

かって旧民法では、同一の戸籍に記載された者全員を「家」とし戸主を置いて家を中心として親族団体の対称としていましたが、現在では婚姻を中心とし、その間で生まれるであろう未成熟子（まだ意思能力が育たない子）を含めて親族団体とみています。

戸籍とは親子とか夫婦とかいう親族上の地位を具体的に明確に登録し、その者の身分関係を社会的に公証する公簿です。戸籍は夫婦とこれと氏を同じくする子ごとに編制されています。戸籍に記載される者は日本国民たる要件を必要とします。

(1) 出生の時父が日本人であること。

(2) 出生の時父が知れない場合又は国籍を有しない場合母が日本国民であるとき。

(3) 日本で生まれた場合、父母が知れないとき、又、国籍を有しないとき。

(4) 帰化によって日本国籍を取得したもの。

が国籍法で定められたもので、日本国民である限り日本領土内に戸籍を編制するために場所を定めなければなりません。この場所を本籍といいます。本籍は領土内のいずれの場所に定めても自由であり転籍することもできます。旧法では戸主を戸籍のはじめに記載しましたが、現在は婚姻等によりいずれの氏を選ぶかによって最初に記載される者が決められます。これを筆頭者といいます。戸籍はゆり篭から墓場までという言わざのとおり、出生から死亡まで婚姻、縁組、認知等あらゆる身分に関する事項が届出によって記載され、その戸籍が全部除かれた場合は除籍として永久に保存されます。この戸籍、除籍を写したものを謄本といい、権威ある公文書として通用しています。

親等表

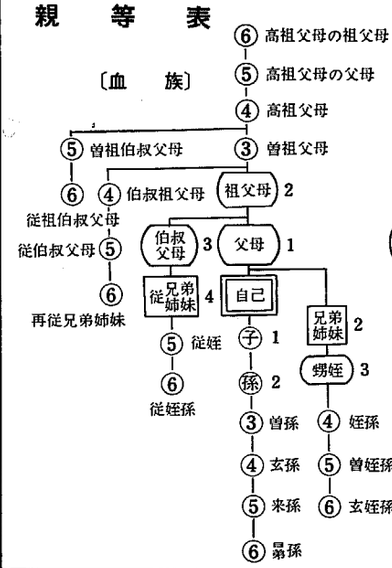

農地法の手続きが変更

農地法の改正に伴い手続きが変りましたのでお知らせ致します。

(1) 市町村の区域外の農地取得は許可権は知事です（農地法第三条）

必要な書類 ①申請地の登記簿謄本 ②申請当事者の住民票抄本 ③村外者の農業経営証明書 ④当事者の印かん

(2) 市町村の区域内の農地取得の許可権は農業委員会です（農地法第三条）

必要な書類 ①申請地の登記簿謄本 ②申請当時者の住民票抄本 ③当時者の印かん

(3) 市街化区域内の農地転用については今までの許可申請が届出に変りました、但し、千平方米以上の転用については（開発行為の伴うもの）開発行為の許可が必要です（農地法第四条第一項五号及農地法第五条第一項第三号）

必要な書類 ①申請地の登記簿謄本 ②当事者の住民票抄本 ③土地改良区域内である場合農地転用受理証明書 ④都市計画を示す図面、役場にあります ⑤建築予定面積を証するもの

(4) 市街化調整区域については昭和四十五年十一月十六日以降原則として農家住宅及農業経営上必要な施設農家の二・三男住宅ほか、公共及公益上必要な施設以外は許可されませんが、農地の転用許可申請と同時に開発許可申請が必要です（農地法第四条第一項及農地法第五条第一項）

必要な書類 ①申請当時者の住民票抄本 ②申請地の登記簿謄本 ③土地改良の意見書 ④厚生図、写、平面図、配置図、案内図それぞれ二部 ⑤当事者の印かん

(5) 申請書及届出書は農業委員会事務局にあります。

(6) 前記(1)、(2)、(3)、(4)の申請書は農業委員会で代理記載は致しません、申請当時者自身が作成して提出することになっております、また記入要領については農業委員会に記載例を掲示してあり、又指導もいたします。

(7) 申請書は常時受理しています。

隣地の農地が転用によって悪影響を及ぼさないよう注意して下さい。転用申請は転用五十日以前に申請して下さい。

※不明の点は農業委員会へ

（農業委員会）

明るく正しい選挙標語
清い票積ってよい村よい政治

おいしい米はひっぱりだこ!!

近年米の生産が過剰になり、加えて消費の減少化が進み過剰傾向に益々拍車をかけつつあることから、米の生産調整という緊急時態にまで発展してきている。米生産量は昭和四十二年一千四百五十三万トンを最高に四十三年、四十四年連続一千四百万トン台を記録し生産調整を実施した今年も一千二百七十万トンという生産量が見込れ、一方、米の消費量全国一人当り年間平均消費量の推移をみてみると昭和三十七年の九十九キログラムを最高に漸減傾向を続け四十四年には一人当り平均八十一キログラムに減少した。その結果四十五米穀年度において七三五万トンに達する古米在庫ができるといわれ、四十年産米の政府買入量に必適する数量となり全国の配給数量約一年分に当たる数量となる。このような米の需給事情のなかで消費者はまずい米を食わせられては時代に逆行し苦情の一つ位は当然いってみたくなるだろう。

先般消費地における新潟米の声価をきくため郡内の生産者代表が東京都内消費地視察にでかけ現地の声を聞いたところ、新潟米はもう昔のイメージが全くなく、味の横綱といわれる宮城のササシグレ、山形庄内米に続いて大関の座から大きく転落し前頭級いやこのまま努力しなければ十両にも落ちかねないという酷評をうけ、生産者及び関係機関の奮起を促され、米どころの王座新潟の持ち主だけに、そのショックは大きく東京での夕食のご飯がことさらにまづく消費地を後にしたといわれる。

消費市場における良質米おいしい米を求める声は年ごとに高まり生産者としてもこれに応える生産体制に転換しなければならないという認識は近年高まりつゝあるが現在では新潟米のうち西蒲、中蒲が特に米質が悪く今年の自主流通米のコシホマレについてはその大半がキャンセルされ政府へ、Uターンしたといわれ、今後の対策が早急に望まれている。郡内では四十七年播種用品種を五越に統一し従来までの多様品種から品種統一にふみ切ることで生産者の協力を要請することに申合せ、本村でも関係機関、農家組合長と協議の結果、四越（越路早生、コシホマレ、越みのり、コシヒカリ）に統一することに申合せ、既に農家へ種籾申込を一月中にまとめることで部落農家組合長へお願いしている。

お互に将来の米生産を有利に進め農家経済の安定を図る目的で、品種統一にご協力と認識をいただき、味のよい消費市場が求めている有利な米作りをめざし新潟米の声価を高揚するよう次の点について一層のご協力を願いたい。

●新潟米の評判を高めるには、食味がよい米であること、上位等級米（三等以上）が多いこと、同一品種の大量生産、大量出荷ができること。

●上位等級米となるためには、良質品種を選ぶこと、よい種籾であること、刈取乾燥調整を適正に行なうこと。

●種籾は全部予約で注文して下さい。奨励品種の種籾はみなさんの注文により計画生産されますので、越路早生、コシホマレ、越みのり、コシヒカリの四越にできるだけ統一するよう四十七年産の作付計画を樹立し早めに注文して下さい。

（農　政　課）

岡田教育委員逝去

教育委員の岡田四郎さん（五五）はかねてより、聖園病院に病気療養中でしたが、治療の甲斐もなく遂に十二月九日逝去された。

氏は昭和三十八年十月一日教育委員に就任され、本村の教育振興の為には並み並みならぬ努力をはらわれ、昭和四十四年には委員長の重職につき、教育施設の改善並びに社会教育、公民館活動においても献身的な努力をはらってこられた。突如として襲った病魔におかされ看護の効も空しく不祥の客となったもので、その逝去がおしまれる。

保育所だより

昭和四十六年度の保育所入所申請書を受付けます。

申請期日
昭和四十六年一月二十日から一月三十一日まで

申請書提出場所
役場厚生課

申請書は各部落町内会長、又は役場厚生課にあります。

◎昭和四十五年度より引続き入所する児童の申請書は各保育所でとりまとめますから提出しないでください。

保育所別入所可能人員数

(1) 四月一日から新しく興野保育所が開設されます。入所区域は金巻、興野、新町、中学校通、小平方、畠原新田、諏訪町の一部及びその他の一部を予定しています

現在大野保育所入所中のかたで興野保育所の入所を希望されるかたは申請書の希望保育所名欄に興野と記入してください。但し定員との関係で大野保育所へ入所して戴く場合もあります。

(2) 立仏及び善久保育所は定員を超過することが予想されますので寺地本村、寺地団地、上山田、下山田のかたはマイクロバスで大野又は本場保育所に通園して戴きます。但し上山田のかたのうち一部は立仏保育所へ入所して戴く予定です。マイクロバスの乗車可能年令は原則として満3才以上とします。

(3) バスの運行経路及び乗車予定地は山田小学校前、下山田、寺地本村、寺地団地を予定しています。

(4) バス通園の希望者（現在善久又は立仏保育所入所中のものを含む）は入所申請所のマイクロバス欄を〇でかこんでください。

◎バス通園を全面的に受け入れかねる点もありますので後日希望者と面接、実情聴取のうえ可否を決定いたします。

職業案内は「電話」で
居ながらに求人情報が

労働省では、雇用情報提供機能の強化の一環として、求職者が電話一本で、求人情報を入手できる「求人案内テレホンサービス」を全国主要公共職業安定所で開始することとなり、本県も十二月一日より、次の要項で開始しております。

一、このダイヤルを回すと自動的に求人案内が聞けます。

新潟（46）1111番

二、報知内容と時間

報知内容は求人の主な職種、賃金、人員等、男子・女子に分けて、次の時間で聞けるようになっています。

(1) 一般男子向け情報
午前九時～午後一時まで

(2) 一般女子向け求人情報
午後一時～午後五時まで

(3) 全般的な求人情報
午後五時～翌日午前九時まで